

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年2月16日

新潟県知事 花 角 英 世

**新潟県規則第4号**

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例（平成29年新潟県条例第12号）第3条の規定の施行期日は、令和6年3月1日とする。